

LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）

第60期決算分配金の引き下げについて

平素より『LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）』（以下、当ファンドといいます。）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは2018年2月20日に第60期決算を迎えました。当期の分配金（1万口当たり、税引前、以下同じ。）につきましては、以下の通り、70円から20円引き下げ、50円と致しましたことをご報告申し上げます。

**第60期の分配金（1万口当たり、税引前）
50円**

当ファンドでは、期中の配当収入等に加えて、過去の配当収入、株式や為替の売買益や評価益などの一部を充てることにより分配をお支払いしております。今回の分配金の見直しは、分配金を抑えることにより、安定した分配の継続と信託財産の成長を目指すものです。

当レターでは分配金引下げの背景や運用動向などをQ&A形式でご説明しています。今後ともファンドの運用にあたっては、パフォーマンスの向上を目指してまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

設定来の基準価額および分配金の推移
(2013年3月8日～2018年2月19日)



(設定来)分配金累計額: 4,710円(1万口当たり、税引前)

※分配金および分配金累計額は2018年2月20日時点。
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金を支払われない場合があります。
 ※上記グラフは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。基準価額は信託報酬控除後のものです。
 ※基準価額(分配金込み)は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「ご留意事項」をご確認ください。

【よくあるご質問】

Q1 なぜ分配金を70円から50円に引き下げたのですか？

A1 分配対象額*や基準価額の水準などを勘案した結果、分配金を引き下げ、その差額をファンドの純資産に留保することで、安定的な分配の継続と信託財産の成長を目指すためです。

* 分配対象額：繰越分を含めた経費控除後の利子収入および株式や為替の上昇益(評価益を含む)等の全額

当ファンドの分配金額は、分配方針に基づき分配対象額や基準価額の水準などを勘案して決定されます。今決算において分配金額を70円から50円へ引き下げた主な背景は、以下の通りです。

2016年以降、主に配当収入の安定的な獲得に加え、米国株式の上昇等を背景に、当ファンドの基準価額(分配金込み)は良好に推移しました。2018年に入り米国株式の急落を受けて当ファンドの基準価額(分配金込み)も下落しましたが、過去2年間のパフォーマンスはプラスを維持しました。一方、分配金支払い後の基準価額については下落となりました(下図)。

ファンドの基準価額は、毎決算時に分配金をお支払いした分だけ下がります。下図を見ると、継続的に分配金をお支払いした結果、当ファンドの運用パフォーマンスを表す基準価額(分配金込み)と分配金支払い後の基準価額の差が拡大していることがわかります。分配金の引き下げは、運用で得た収益などを内部留保して運用に振り向けることができ、また、決算日の基準価額の下落を抑えることとなります。

当ファンドの分配金支払いにおいては、期中の配当収入等に加えて、過去の配当収入、株式や為替の売買益や評価益などの一部を充てることにより分配をお支払いしております。将来にわたり安定的な分配を継続し、信託財産の成長の可能性を高めるためには、分配水準を引き下げることが望ましいと考えました。

こうした状況下、当ファンドの運用をとりまく投資環境も考慮した結果、今回分配金を従来の70円から50円に引き下げる判断をいたしました。

過去2年間の基準価額の推移 (2016年2月19日～2018年2月19日)



※上記グラフは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。基準価額は信託報酬控除後のものです。
 ※基準価額(分配金込み)は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。
 ※基準価額(分配金込み)は、2016年2月19日の値が基準価額と同一となるように指数化しています。

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「ご留意事項」をご確認ください。

Q2

設定来のファンドの運用実績を教えてください。

A2

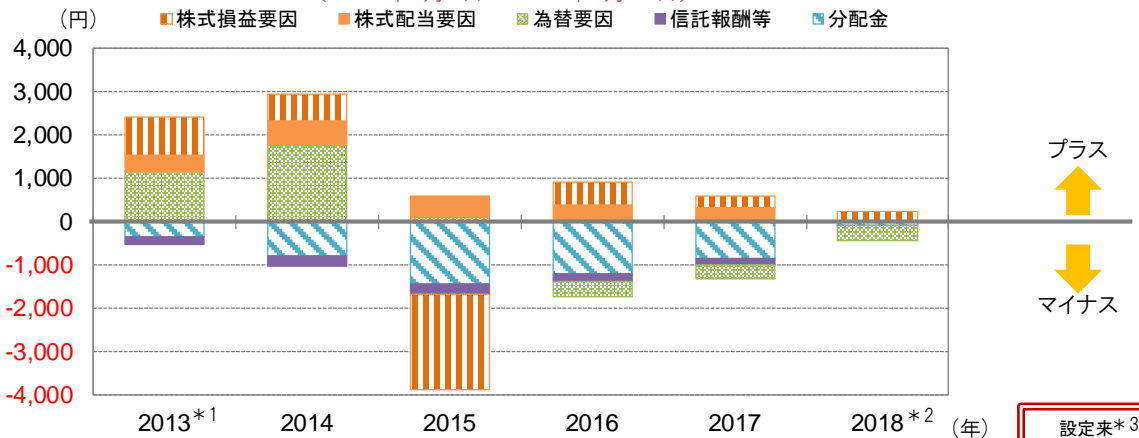
2018年1月末現在、設定来*3のトータルリターンは+38%です。
設定来の基準価額の変動要因をみると、株式損益・株式配当・為替の3要因ともにプラスに寄与しています。一方、分配金のお支払いがマイナス要因となっています。

2018年1月末現在、設定来のトータルリターンは+38%となっています。各年の基準価額の変動要因を年ごとに分解すると(下図)、以下のような主な特徴が挙げられます。

要因	結果	背景
株式損益要因	多くの年でプラスに寄与	米国景気の拡大 ※2015年は原油価格下落や中国の景気後退懸念等による世界的株安の影響でマイナス
株式配当要因	全ての年でプラスに寄与	株式配当の安定的な収入
為替要因	年によってまちまち	金利水準や市場心理など複数の要因
分配金	マイナス要因	継続的な分配金のお支払い

当ファンド基準価額の変動要因分解

(2013年3月8日～2018年1月31日)



	2013*1	2014	2015	2016	2017	2018*2 (年)	設定来*3
株式損益要因	867 円	618 円	-2,205 円	530 円	250 円	232 円	292 円
(内訳)							
高配当株式	762 円	248 円	-881 円	259 円	613 円	195 円	1,196 円
エネルギー-MLP	167 円	125 円	-1,282 円	175 円	-417 円	74 円	-1,158 円
REIT	-61 円	244 円	-43 円	96 円	55 円	-37 円	254 円
株式配当要因	397 円	543 円	492 円	385 円	336 円	20 円	2,173 円
為替要因	1,149 円	1,781 円	96 円	-353 円	-296 円	-344 円	2,033 円
信託報酬等	-161 円	-234 円	-217 円	-173 円	-162 円	-16 円	-964 円
上記合計	2,252 円	2,707 円	-1,834 円	390 円	127 円	-107 円	3,535 円
お支払い分配金	350 円	770 円	1,440 円	1,190 円	840 円	70 円	4,660 円
①-② 分配金支払後の基準価額の変動	1,902 円	1,937 円	-3,274 円	-800 円	-713 円	-177 円	-1,125 円

*1 2013年は3月8日(設定日)～12月30日 *2 2018年は1月4日～1月31日

*3 設定来は設定日(2013年3月8日)～2018年1月31日

*4 2018年1月31日時点、基準価額(分配金込み)は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して委託会社が算出したものです。

※四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

※上記グラフは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

基準価額*4	8,875 円
基準価額(分配金込み)*4	13,803 円

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。●その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「ご留意事項」をご確認ください。

Q3 分配金を引き下げたのは、運用成績が悪いからですか？

A3 分配金額が多い／少ないというのは、ファンドの運用成績を必ずしも反映するものではありません。運用成績は、基準価額の変動と受け取った分配金を合わせたトータルリターンで考えることが重要です。

分配金は投資信託の純資産から支払われます。そのため「分配金額が多い／少ない」というのは、運用で得た収益などをどのように配分するか(分配金として支払う／内部留保し運用に振り向ける)の違いであり、必ずしも運用成績を反映するものではありません。

ファンドの運用成績は、分配金の多寡ではなく、基準価額の動きと受け取った分配金を合わせた総合的な収益率(トータルリターン)の確認が重要です。

2018年1月末現在、当ファンドのトータルリターンは、設定来で+38%となっています。

当ファンドのトータルリターン

	累積リターン*
過去6ヵ月	+4%
過去1年	+1%
過去3年	-7%
設定来	+38%

*基準価額(分配金込み)を使用
 ※基準価額(分配金込み)は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。
 ※2018年1月末時点
 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

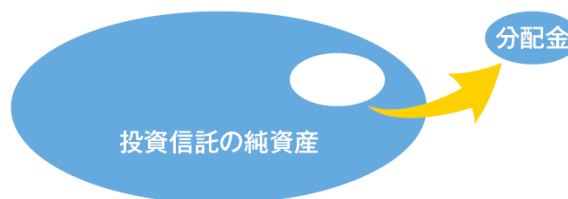
Q4 引き下げられた分の分配金は、どこへ行ったのですか？

A4 分配金はファンドの純資産から支払われます。そのため、分配金の支払いを引き下げた分はファンドの純資産として留保され、運用に振り向けられます。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金を引き下げると、その金額相当分はファンドの純資産に留保され、運用に振り向けられます。運用者は、留保された資金をもとに、投資妙味があると判断した株式により多くの投資を行うことが可能となります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



Q5 分配金が今後変更されることはありますか？

A5 分配金は収益分配方針に基づき決定され、今後見直しが必要であると判断された場合には変更されることがあります。

分配金額は、収益分配方針に基づき、基準価額の水準や市場動向、また分配対象額の水準などを総合的に勘案して決定します。

今後、見直しが必要であると判断される場合には、引き下げ、もしくは引き上げることがあります。

Q6 分配対象額（分配可能原資）はどのような状況ですか？

A6 第60期時点の分配対象額(1万口当たり、分配落ち後)は、1,495円となっています。過去の分配金及び分配対象額の水準などの詳細については、運用報告書にてご確認いただけます。

第60期(2018年2月20日)時点の分配対象額(1万口当たり、分配落ち後)は、1,495円となっています。

分配金額は、収益分配方針に基づき、分配対象額の水準だけでなく、基準価額の水準や市場動向などを総合的に勘案して決定しています。過去の分配金及び分配対象額の水準などの詳細については、運用報告書にてご確認いただけますので、当社ホームページ(<http://www.leggmason.co.jp/products/530021.html>)等をご参照ください。

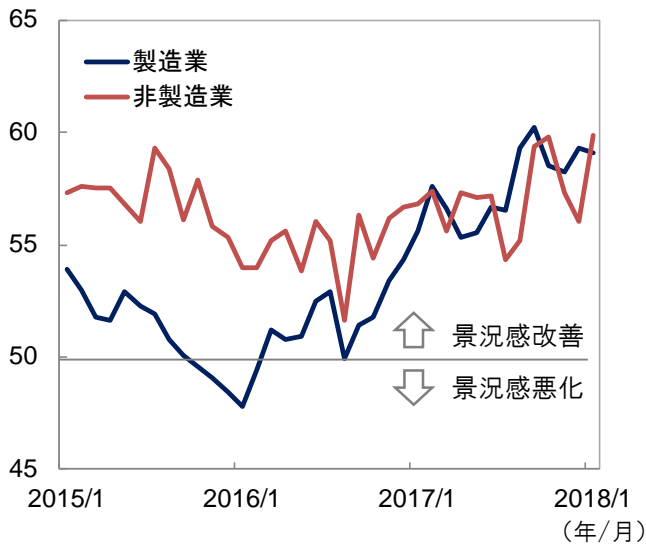
Q7 米国の経済の状況について教えてください。

A7 堅調な米国景気や米国税制改革法案の成立を受けて、2018年の米国経済見通しは上方修正される傾向にあります。

- 米国経済の景況感は良好です。米供給管理協会(ISM)が公表した製造業景気指数(2018年1月分)が市場予想(58.6)を上回る59.1へ上昇、2018年1月の失業率も4.1%と完全雇用とされる水準を下回って推移しており、米国経済の先行きへの楽観的な見方が広がっています。
- 堅調な米国景気や2017年末に成立した米国税制改革を受けて、足元では市場関係者による2018年の米国景気見通しが上方修正される傾向にあります。2017年9月末時点では2018年の米国の実質GDP成長率の市場コンセンサスは+2.3%でしたが、直近2018年2月19日時点の予想は+2.7%へ引き上げられています。
- IMFが2018年1月22日に公表した「世界経済見通し」でも、2018年の米国の実質GDP成長率の予想は、前年10月時点の+2.3%から+2.7%へ上方修正されました。

【ISM景況感指数】

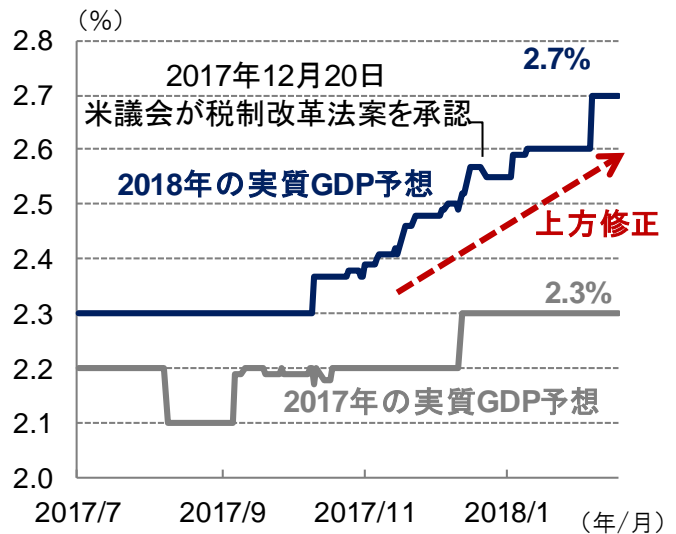
(2015年1月～2018年1月)



(出所)ブルームバーグ

【米実質GDP成長率の市場コンセンサスの推移】

(2017年7月3日～2018年2月19日)



(出所)ブルームバーグ

Q8

米国の高配当資産（株式・エネルギーMLP・REIT）の投資環境について教えてください。

A8

税制改革法案の成立を受けた企業業績見通しの上方修正、原油相場の安定、堅調な米国経済等が市場の追い風になると期待されます。

株式

- 米国経済見通しの上方修正や世界経済の堅調な成長等から、ブルームバーグの市場コンセンサスでは、2018年の米国企業一株当たり利益は前年比+26.2%と高い伸びが予想されています。また、昨年末に成立した税制改革法案に含まれる法人税減税が、2018年の米国企業の利益の一層の押し上げ要因となると期待されます。
- 今回成立した税制改革法案に含まれるレパトリ減税を受けて、米国企業の海外滞留利益の本国への還流が進めば、増配や自社株買いなどの株主還元策が積極化することが期待されるため、米国の高配当株式への注目が高まる可能性があります。

エネルギーMLP

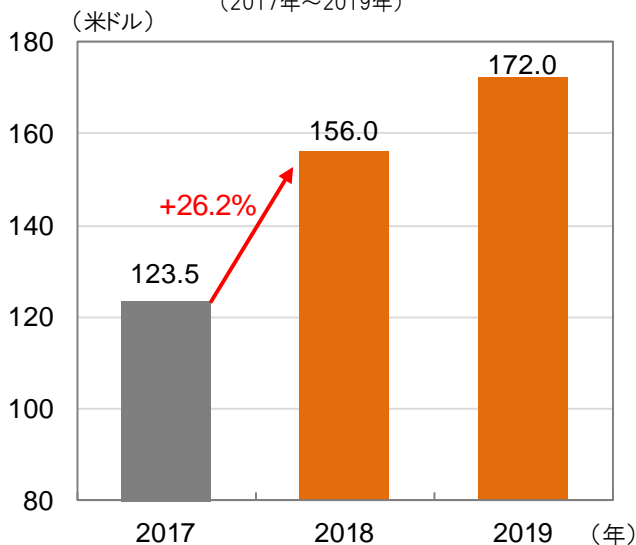
- 2017年後半のMLP市場は、一部銘柄の減配を受けた投資家の警戒感の高まりや米国の個人投資家による節税対策の売りという季節性の需給要因等により、軟調に推移しました。2018年に入り節税対策の売りが収束したことや、主要産油国による原油減産措置への期待感から原油相場の安定感が増していること等を背景にMLP価格は上昇しましたが、2月に世界的なリスク回避姿勢の高まりから急落し、それまでの上昇分を相殺するかたちとなりました。
- MLPの配当については、2018年、2019年の中流MLP一株当たり配当の伸び率(中央値)はともに6.3%と予想されており、増配基調の継続が見込まれます。

REIT

- 米国REIT市場は米国長期金利の上昇に伴う売りも見られているものの、今後、税制改革の効果等による景気拡大が追い風となるものと期待されます。

【S&P500指数の一株当たり利益】

(2017年～2019年)

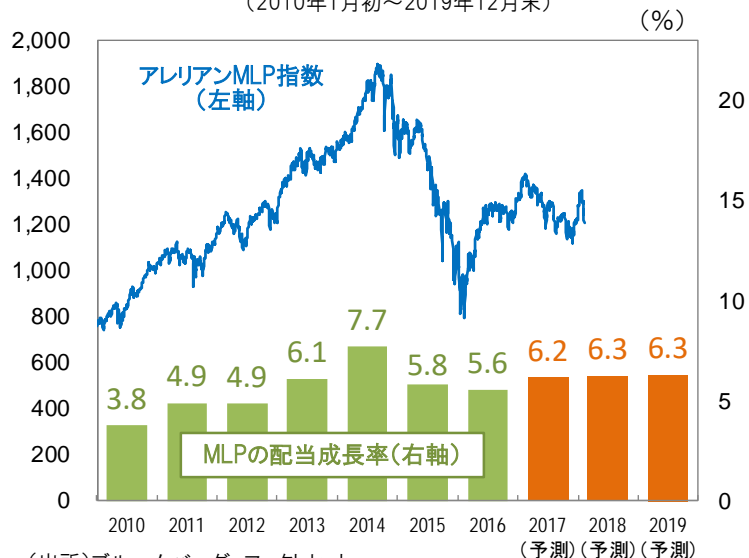


(出所)ブルームバーグ

※2018年、2019年は2018年2月14日時点の予想値。

【アレリアンMLP指数とMLPの配当成長率】

(2010年1月初～2019年12月末)



(出所)ブルームバーグ、ファクトセット

※アレリアンMLP指数はトータル・リターン・ベース、2018年2月16日まで。

※MLPの配当成長率は中流MLP52銘柄の配当成長率(中央値)をもとに算出。

※2017年以降はファクトセットのコンセンサスによる予測値(2017年12月29日時点)

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「ご留意事項」をご確認ください。

Q9

米ドル円の動向を教えてください。

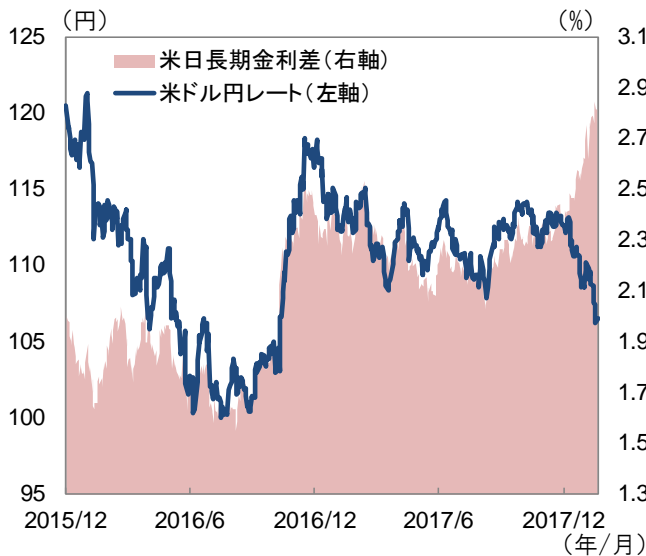
A9

足もとでは米国以外の国・地域の金融政策などを背景に米ドル安基調が強まっています。中長期的には、堅調な米国経済を背景に、米国政策金利の引き上げに伴う米日長期金利差の拡大が米ドル円相場を下支えすると考えられます。

- 一般的に、各国の国債の金利差は為替に影響を与える重要な指標のひとつといわれ、実際に2016年以降の米ドル円レートと米日国債の金利差は概ね似た動きをしてきました(左図)。しかし2018年に入ると、世界経済の安定成長が続く中、米国以外の国・地域での金融緩和政策終了の可能性が市場で注目され始めたことから、米ドル安となりました。その結果、米日長期金利差が拡大しているにもかかわらず、米ドル安円高が進行しています。
- 見通しに関しましては、米連邦準備制度理事会(FRB)は「米国の景気拡大に伴って緩やかに利上げを行う方針」を維持すると予想されています(右図)。一方、日銀は現行の「10年国債利回りをゼロ%程度とする政策」を維持するとみられるため、当面は米日国債の金利差は拡大すると考えられます。
- 今後、市場の注目が「各国・地域の金融政策」から「米国の景気拡大を背景とした利上げと金利差の拡大」に移れば、米日国債の金利差拡大が中長期的に米ドル円相場を下支えすると考えられます。

【米ドル円レートと米日長期金利差の推移】

(2015年12月31日～2018年2月19日)

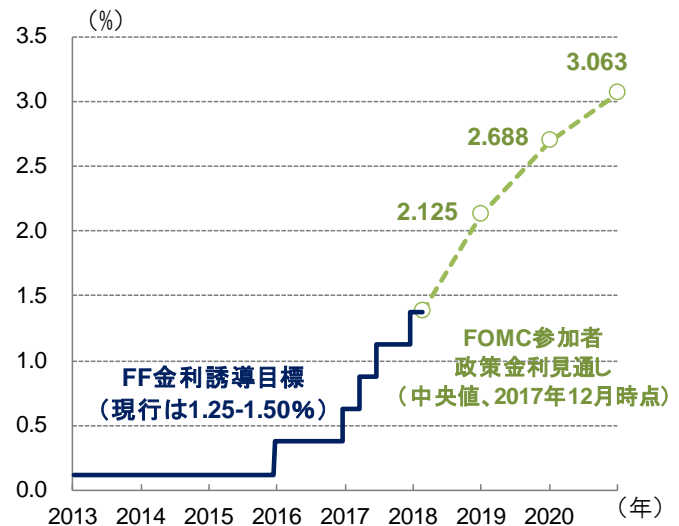


(出所)ブルームバーグ

※米日長期金利差は、米日10年国債利回りの差

【米政策金利とFOMC参加者の金利見通し】

(2013年1月1日～2018年2月19日)



(出所)FRB、ブルームバーグ

※FOMC:Federal Open Market Committee(連邦公開市場委員会)の略で、FRBが定期的に開催するアメリカの金融政策を決定する会合

【お申込みメモ】

ファンド名	LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)
購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに受付けたものを当日の申込受付分とします。
購入・換金の申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受け付けません。
信託期間	平成35年2月20日まで(平成25年3月8日設定) 信託期間は延長することがあります。
決算日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。 ※税法等が改正された場合には、内容が変更になることがあります。

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、 3.78%(税抜3.50%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対し年率 1.8792%(税抜1.74%) ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、毎決算時または償還時に当ファンドの信託財産から支払われます。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税、その他諸費用(監査、印刷、受益権の管理事務、税務事務等の諸費用。)等を信託財産から支払います。 その他諸費用は毎日計上され毎決算時または償還時に、日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額を上限として委託会社が算出する金額が、その他については原則として発生時に実費が、信託財産から支払われます。 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額等を表示することができません。
購入申込取扱場所	取扱販売会社までお問合せください。

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【委託会社、その他関係法人の概況】

委託会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
投資顧問会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー(在米国)
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
取扱販売会社の照会先	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 http://www.leggmason.co.jp (03)5219-5943

【販売会社】

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	日本商品先物取引協会
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第180号	○	○			
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○			
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号	○				
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	○		○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○				
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○				
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○				
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第56号	○				
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号	○				
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第38号	○				
第四証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○				
株式会社東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第579号	○		○		
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社イオン銀行(ネット専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社みなと銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第22号	○		○		
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	○				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○	○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○		
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第1号	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○				
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○		○		
株式会社東和銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第60号	○				
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社長崎銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第11号	○				
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○				
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○				
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○		
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第43号	○				
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○				
株式会社八十二銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第49号	○		○		
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○			

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「ご留意事項」をご確認ください。

当ファンドについてのご注意事項

投資元本を割り込むことがあります。

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額を変動させるいろいろなリスクがあります。

- 当ファンドの基準価額を変動させる要因としては、「株価変動リスク」、「MLPの価格変動リスク」、「不動産投資信託の価格変動リスク」や「為替変動リスク」などがありますが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。ファンドのリスクについては、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

分配金が支払われないことがあります。

- 分配対象額が少額等の場合には、分配を行わないことがあります。

その他重要な事項に関しては、投資信託説明書(交付目論見書)に詳しく記載されていますので、よくお読みください。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- MLPの配当金の受取り時に、米国における連邦税として、配当金の35%を上限とした源泉徴収が行われます。その後、通常、年に1度、米国において税務申告を行うことにより、MLPへの投資を通じて得られる収益等に対する連邦税(所得税および支店利益税)の課税額が確定し、源泉徴収された額との調整が行われます。
税務申告時に確定した連邦税の課税額が、配当金受取り時の源泉税額より小さくなった場合は源泉税の還付を申請し、源泉税額より大きくなった場合は追加納税を行います。また、連邦税のほかにMLPが事業を行う州において州税の課税対象となります。
- 税務申告に伴う還付や納税に備えて、原則、引当額を計上する計理処理を行います。ただし、計上した引当額が、税務申告時に確定した税額と異なることがあります。
- 上記の税金の支払い、還付および計理処理により、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
(注)上記記載は、平成29年9月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、MLPに適用される税制等の変更に伴い変更される場合があります。
- MLPに適用される法律または税制が変更された場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、中期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

本資料をご覧ください上での留意事項

- 投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。● 投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の支払いの保証はありません。● 証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。● 当資料は、説明資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。● 当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。● 当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。● この書面及びここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。● 当資料は情報提供を目的としてのみ作成されたもので、証券の売買の勧誘を目的としたものではありません。● 投資信託は値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります)に投資しますので、組入証券の価格の下落や、組入証券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、投資元金が割り込むことがあります。基準価額の変動要因となるリスクの詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。● 投資資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様に帰属します。過去の運用実績は将来の運用成果等を保証するものではありません。● 投資信託に係る申込手数料は販売会社にご確認ください。● 投資信託の運用に係る信託報酬その他の費用等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。● 投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえご自身で判断ください。● 投資信託説明書(交付目論見書)は、取扱販売会社の窓口にご請求ください。

投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をよくお読みください。

設定・運用は

レグ・メイソン・アセット・マネジメント

商号:レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会